公益通報者保護法案(閣法第一一〇号)(衆議院送付)要旨

本 · 法 律 案 は、 公 益 通 報 を し たことを理由とする公益 通 報 者 の 解 雇 の 無効等並びに公益 通 報 に 関 L 事 業 者 及

び 行 政 機 関 が とるべ 、 き 措 置 を定め ることに より、 公益 通 報 者 の 保 護 を 図るととも に、 玉 民 の 生 命、 身 体、 財

産 そ の 他 の 利 益 の 保 護 に か か わる 法令の規 定 の 遵 守 を図ろうとするも のであ ij そ の 主 な 内 容は 次 の لح お 1)

である。

定

義

1 公 益 通 報 とは、 労 働 者が、 不 正 の目的 で なく、 労 務 提供 先 又は当該労務提供 先 の 事 業 に 従 事 す る

場 合 に お け るその 役 員、 従 業 員、 代 理 人 等 に つ ١J て 通 報 対 象 事 実が生じ、 又 は まさに生じようとし て

る 旨 を、 当 該 労務提供 先等、 当 該 通 報 対 象 事 実 に つ 61 て 処 分 勧 告等 の権 限 を有す る 行 政 機 関 又 は そ の

者 に 対する当該 通 報 対 象 事 実 の 通報がそ の発生若しくはこれによる被害拡大の防止に必要と認めら れる

者に通報することをいう。

2 「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

イ 個 人 の 生命 又 は 身 体 の 保 護、 消 費 者 の 利 益 の 擁 護、 環 境 の 保 全、 公 正 な 競 争 の 確 保 そ の 他 の 玉

民

の 生 命、 身 体、 財 産 そ の 他 の 利 益 の 保 護 に か か わ る 法 律 ۲ U て 別 表 に 掲 げ る も の こ れ 5 の 法 律 に

基 づく命令を含む。) に 規 定 す る 罪 の 犯 罪 行 為 ഗ 事

別

表

に

掲

げ

る

法

律

の

規

定

に

基

ゴづく

処

分

違

反

が

1

の

事

実と

な

る

場

合

に

お

け

る当

該

処

分

の

理

由

とさ

れ

τ

る

当

の

لح

さ

て

る

る

<

実

L١ 事 実 該 処 分 理 由 れ L١ 事 実 が 同 表 に 掲 げ 法 律 の 規 定 に 基づ 他 の 処 分 に 違 反

又 は 勧 告 等 に 従 わ な ŀ١ 事 実 で あ る 場 合 に お け る 当 該 他 の 処 分 勧 告 等 の 理 由 ح さ れ て L١ る 事 実

を 含む。

公益 通 報 者 の 保 護

1 定 の 要 件 に 該当 する公益 通 報 を L たこ ع を 理 由 とし て 行 わ れ た 解 雇 及 び 労 働 者 派 遣 契 約 の 解 除 を 無

効 ع するととも に 公益 通 報 者 に 対 す る不 利 益 な 取 扱 L١ を 禁 止す る。

2 1 の 規 定 は 通 報 対 象 事 実 に 係 る 通 報 を 理 由 とする労 働 者 の 解 雇 そ の 他 不 利益 な 取 扱 L١ を 禁 止 す る 他

の 法 令の 規 定 の 適 用 を 妨 げ る も のではなく、 また、 労 働 基 準 法 に 定める解 雇 権 濫 用 の 般 法 理 の 適 用 を

妨 げ るも の では な いし

三、一般職の国家公務員等に対する取扱い

公 益 通 報 を し たこと を 理 由 とす á 般 職 の 玉 家 公 務 員 等に 対する免職そ の 他 不 利 益 な取扱い の 禁 止につ

いては、国家公務員法等の定めるところによる。

四、他人の正当な利益等の尊重

公 益 通 報 を す る 労 働 者 ば 他 人の正当 な利 益又は 公 共 の 利益を害することの ない よう努 め な け れ ば な

5

ない。

五、是正措置等の通知

書 面 に ょ IJ 公 益 通 報 を さ れ た 事 業 者は、 当 該 通 報 対 象 事 実 の 中 止 そ の 他 是 正 の た め に 必 要と 認 め る措 置

を とっ た ときは そ の旨 を、 当 該 通 報 対 象 事 実 が な ١J ときはその 旨 を、 当 該 公益 通報者 に 対 ŕ 遅滞なく、

通知するよう努めなければならない。

六、行政機関がとるべき措置

公 益 通 報 を さ れ た 行 政 機 関 Ŕ 必要 な調 査を行 しし 当 該 通 報対象 事 実があると認めるときは、 法令に基

づく措置 ーその 他適当な措置 一をとら なけ れば ならない。 ま た、 誤 つ て 通 報対象事 実につい て処分 勧 告等 の

権限を有しない 行政機関に対して公益通報がされたときは、 当該行政機関は、 当該公益通報者に対し、 通

報 対 象 事実について処分 勧 告等 の 権 限 を有する 行政 機関 を 教示し なけ れば な 5 ない。

七、施行期日

本法律は、 公布の日から起算して二年を超えな ١J 範囲内において政令で定める日から施行し、 本法律の

施行後にされた公益通報について適用する。

八、検討

政 府 ば 本 法 律 の施行後五年を目途として、 本法律の施行状況について検討を加え、 その結果に基づい

て必要な措置を講ずる。